

「横浜市SDGs認証“Y-SDGs”」事業 実施要綱

制定 令和2年10月12日 温S第88号（本部長決裁）
最近改正 令和5年5月22日 温S第15号（本部長決裁）

（趣旨）

- 第1条 本要綱は、「横浜市SDGs認証“Y-SDGs”」事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。
- 2 本事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組む事業者等を「Y-SDGs認証事業者」として認証し、SDGsへの積極的かつ継続的な取組を支援すること、
「SDGs未来都市・横浜」の実現及びSDGsの達成を目指すことを目的とする。
 - 3 前項の目的を達成するため、本事業は、「SDGsデザインセンター事業」と一体で実施するものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

（1）事業者

商業登記を行った会社、法人登記を行った団体、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行った個人、及び市民活動団体等をいう。

（2）事業所

第1号に掲げる事業者が横浜市内に有する本店、支店、営業所及び工場等の一定の場所を占めて、従業員と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。

（3）評価員

本事業による認証を受けようとする事業者の取組内容等の調査及び評価を行う者をいう。

（4）SDGs

持続可能な開発目標（2015年国連本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。

（事業内容等）

第3条 本事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）本事業による認証に関心を持つ事業者及び申請した事業者（以下「申請事業者」という。）に対する説明及び申請支援
- （2）申請事業者の取組状況の評価
- （3）Y-SDGs認証事業者の認証
- （4）認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）に対する各種支援
- （5）その他本事業の実施に必要な一切の業務

（申請要件）

第4条 認証の対象となる事業者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）ヨコハマSDGsデザインセンター（以下「デザインセンター」という。）の登録会員であること

- (2) 市税（法人市民税）及び事業所税の滞納がないこと
 - (3) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないこと
 - (4) 申請時から過去5年間に亘って、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないとする場合は、認証の対象から除外することができる。

（認証の申請）

第5条 認証の申請は、前条の事業者が次の各号に掲げる書類を、あらかじめ定められた期間内に提出することにより行う。

- (1) “Y-SDGs”認証申請書（第1号様式）
 - (2) 横浜市SDGs認証“Y-SDGs”チェックシート（以下「チェックシート」という。）（第2号様式）
 - (3) 前号のほか、市長が必要とする書類
- 2 事業者は、必要に応じて、横浜市SDGs認証“Y-SDGs”チェックシート（読み替え版）（以下「読み替え版チェックシート」という。）（第2号様式の2）を使用することができる。

（認証）

第6条 市長は、次の手続を経た申請事業者が、認証事業者として適合すると認めるときは、認証するものとする。

- (1) 提出されたチェックシートに基づく評価員による調査
- (2) 前号に基づく調査の結果等を踏まえた評価員による評価

（調査）

第7条 前条第1号による調査は、評価員が提出書類の確認及び申請事業者との対話により行う。

- 2 評価員は、調査を行うため必要な範囲において、関係書類の提出及び現地視察等を申請事業者に求めることができる。

（評価）

第8条 第6条第2号による評価は、別表1の各評価項目における取組内容についての評価を行い、評価書（第3号様式）によって行う。ただし、読み替え版チェックシートを用いた提出については、評価書（読み替え版）（第3号様式の2）を使用して評価を行う。

- 2 評価書の作成にあたっては、有識者から構成される検討会における意見を参考とする。

（認証基準・区分）

第9条 第6条による認証は、評価書の評価点に基づき次項に規定する認証区分を付して行う。

- 2 前項による認証区分は、次のとおりとする。
- (1) standard（スタンダード）

評価点の合計が30点以上59点以下のもの

(2) superior (スーペリア)

評価点の合計が60点以上79点以下のもの

(3) supreme (スプリーム)

評価点の合計が80点以上のもの

(認証・不認証の通知)

第10条 市長は、認証事業者に対し、「Y-SDGs認証通知書」(第4号様式)によりその旨を通知するものとし、後日認証状を交付する。

2 認証通知書には認証期間、認証区分及び認証番号を記載する。

3 認証状には認証期間、認証区分、認証番号及び認証マークを記載する。

4 市長は、第6条に掲げる手続により、認証事業者として適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、「Y-SDGs不認証通知書」(第4号様式の2)により、不認証の旨の通知をする。

(認証期間)

第11条 認証期間は、認証を受けた月から起算して2年間とする。

2 認証事業者が、認証期間中に区分変更を目的として再度申請し、認証を受けた場合の認証期間は、再度認証を受けた月から起算して2年間とする。なお、第8条に規定する評価の結果、区分変更該当しない場合は、認証は受けられず、認証期間は変更しないこととする。

3 市長が特に必要と認める場合、認証期間を延長することができる。

(認証の更新)

第12条 前条の規定により認証期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする認証事業者は、あらかじめ定められた期間内に、次に掲げる書類により市長に認証の更新の申請を行わなければならない。

(1) “Y-SDGs”更新申請書 (第8号様式)

(2) 横浜市SDGs認証“Y-SDGs”目標設定シート (第9号様式)

(3) 前号のほか、市長が必要と認める書類

2 事業者は、必要に応じて、横浜市SDGs認証“Y-SDGs”目標設定シート(読み替え版)(第9号様式の2)を使用することができる。

3 市長は、第1項及び第2項の規定に基づき、認証事業者より更新申請があった場合において、当該申請者が認証事業者として適合すると判断したときは、更新を決定し、第10条の規定に準じて、認証事業者に対し認証を通知し、認証状を交付する。

(更新時の認証期間等)

第13条 認証の更新の決定を受けた事業者の認証期間は、当該更新の決定を受ける前の認証期間満了の月の翌月から起算して2年間とする。

2 認証更新の決定を受けた事業者は、再度の認証の更新はできないものとする。また、前項の認証期間終了後も継続して認証を受けようとする事業者は、第4条から第9条までの規定に基づき、新たに認証を受けなければならない。

(認証マーク等)

第14条 認証事業者は、「Y-SDGs認証事業者」の呼称及び本市が定める「認証マーク」(別表2)を、第11条及び第13条に定める認証期間中において使用することができる。

- 2 認証事業者は、「横浜市SDGs認証“Y-SDGs”」の呼称を第1条第2項に定める趣旨以外の目的で使用してはならない。特に事業者自らの商品等を横浜市が推奨すると誤解を与えるような使用をしてはならない。
- 3 「認証マーク」を使用する場合は、別途定めるガイドラインを遵守することとし、縦横比の変更を伴わない拡大縮小を除き、一部削除を含めた「認証マーク」の変更を禁止する。

(申請の取り下げ)

第15条 応募事業者から申請の取り下げの申し出があった場合、市長は内容を確認の上、「取り下げ届」(第5号様式)を受理し、申請がなかったものとみなす。

(認証の効力の一時停止)

第16条 認証事業者の申請した内容に疑義が生じた場合、市長は内容を審議の上、認証の効力を一時停止することができる。また、効力の一時停止期間中に必要があると認められる場合は、第7条による調査を行うものとする。

- 2 前項による認証の効力の一時停止期間中において、認証事業者は認証の事実の公表を停止するものとし、横浜市においても該当する認証事業者の認証の事実の公表を停止するものとする。

(認証内容の変更)

第17条 認証事業者は第5条に掲げる申請書類に記載した内容に変更(取組内容の追加のみの変更及び市長が認める軽微な変更を除く。)が生じた場合は、当該変更内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に掲げる報告を受けた場合、第9条に掲げる認証基準・区分に基づき、認証区分の変更または不認証に該当すると判断したときは、当該認証事業者の認証を取り消すとともに、第10条の規定に基づき、あらためて認証等の決定・通知を行うものとする。なお、認証区分の変更を決定した場合、認証期間の変更はしないものとする。

(認証の取り止め)

第18条 認証事業者から認証の取り止めの申し出があった場合、市長は内容を確認の上、「取り止め届」(第6号様式)を受理し、「取消通知書」(第7号様式)により認証を取り消す。

(認証の取消)

第19条 市長は、第17条及び第18条に定める事項のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認証事業者の認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業者の申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき。
- (2) 認証事業者が認証期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- (3) 認証事業者が第4条の申請要件に該当しないことを覚知したとき。

2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を「取消通知書」（第7号様式）により当該認証事業者に通知するものとする。

（事務の処理）

第20条 第4条から第9条、第12条及び第14条に定める事務は、温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課及び「SDGsデザインセンター事業」を横浜市と協働で実施する共同事業者において処理する。なお、分担事項については双方協議の上決定し、双方協力のもと遂行するものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、本認証の実施に関し必要な事項は、温暖化対策統括本部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 2年 10月 12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3年 4月 22日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3年 7月 21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3年10月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4年 5月 9日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 4年 8月23日から施行する。

附 則

（施行期日）





この要綱は、令和 5年 5月22日から施行する。

別表1 評価項目

ID	分類	評価項目
YK-S-1	安全・衛生管理、健康経営	・職場における安全・衛生管理に取り組んでいる。
		・健康経営に取り組んでいる
YK-S-2	多様な人材の活躍	・外国人、障がい者、高齢者等、社内の多様な人材の活躍支援に関する取り組みがある。
		・社内のハラスメントを防止するための取り組みを進めている。
YK-S-3	女性の活躍促進	・女性の活躍支援に向けた目標を設定している。
		・女性の活躍を支援するための取り組みがある。
YK-S-4	多様な働き方の促進	・多様な働き方を促進するための取り組みがある。
YK-S-5	従業員の人材育成・能力強化	・従業員に能力開発、教育訓練の機会や人材育成のための仕組みを提供している。
YK-S-6	サプライヤーへの配慮	・サプライヤー（取引先）の事業活動や環境・社会への取り組みを理解し、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすために取り組んでいる。
YK-S-7	顧客に対する配慮	・顧客からの要望を聞き入れ・改善するための体制を整備している。
		・品質管理に関する取り組みを行っている
YK-S-8	製品・サービスを通じた社会課題の解決	・製品・サービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献している。
YK-E-1	環境マネジメント・コミュニケーション	・環境マネジメント体制を構築している。
		・自社の環境への取り組みを開示している。
YK-E-2	気候変動（脱炭素）への取組	・脱炭素に向けた取組を進めている。
		・脱炭素に向けた再生可能エネルギーの利用を進めている。
YK-E-3	水の効率的な利用・管理	・水の効率的な利用・管理を行っている
YK-E-4	廃棄物・有害化学物質の管理・3Rの推進	・廃棄物・有害化学物質を適切に管理している。
YK-E-5	天然資源・生物多様性への配慮	・天然資源や生物多様性へ配慮している。
		・海洋資源の保護・海洋汚染の防止や関する活動に取り組んでいる
YK-E-6	製品・サービスを通じた環境問題への解決	・製品・サービスの提供を通じて環境問題の改善に貢献している。
YK-G-1	公正な経済取引	・公正な経済取引を行っている。

YK-G-2	情報セキュリティ	・情報セキュリティ対策を行っている
YK-G-3	企業統治体制の構築	・企業統治体制を構築している。
YK-G-4	企業の社会的責任	・事業によって社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応している。
YK-G-5	事業継続と事業継承	・事業継続や事業継承に関する取り組みが進められている。
YK-L-1	横浜における雇用促進	・従業員の1/2以上が横浜市民である（非正規・パートを含む）
YK-L-2	横浜市内の地域コミュニティへの配慮	・横浜市と連携し、地域課題解決に向けた取り組みを行っている。
		・地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。
YK-L-3	横浜における文化・芸術活動の促進	・横浜地域において、文化・芸術・スポーツ活動に携わっている。
YK-L-4	製品・サービスを通じた地域課題の解決	・地域経済に資する製品・サービスを提供している。

別表2 認証マーク

認証区分	認証マーク
standard (スタンダード)	 
superior (スーパーリア)	 
supreme (スプリーム)	